
5024. 修正申告事項登録

業務コード	内 容
AMA	修正申告事項登録

1. 業務概要

- 「修正申告（AMC）」業務に先立ち、修正申告（特例修正申告を含む。）事項を登録する。
- 登録した修正申告事項は、AMC業務までの間訂正できる。
- 本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。
- 登録した修正申告事項は、AMC業務が行われない場合は、一定期間を経過後システムから削除される。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

- (1) 入力欄数は50欄以下であること。
- (2) 内国消費税等（地方消費税、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税を含む。）の種類が6種類以下であること。
- (3) 税額、増加税額及び増加税額合計は、11桁以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②あて先官署は、入力者の営業区域内であること。
- ③修正申告事項の訂正の場合は、修正申告DBに登録されている事項登録を行った入力者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

- (A) 単項目チェック
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

- (B) 項目間関連チェック
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 修正申告DBチェック

修正申告事項の訂正の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された修正申告番号が修正申告DBに存在すること。
- ②修正申告がされていないこと。

(4) 口座関連チェック

「口座番号」欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された口座番号が口座DBに存在すること。
- ②入力された口座番号が通関業者口座の場合は、入力者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。
- ③入力された口座番号が輸入者口座の場合は、申告者または輸入取引者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。

(5) 入力税額チェック

入力された輸入申告番号の単位で以下のチェックを行う。

- ①受入科目毎の修正申告後の税額が、修正申告前の税額と同額か増額していること。
- ②受入科目毎の修正申告後の税額の合計が、修正申告前の税額の合計より増額していること。

(6) 内国消費税等種別関連チェック

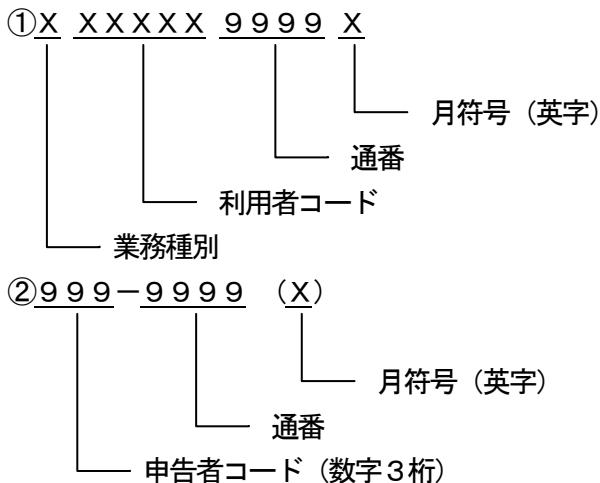
「内国消費税等修正申告前種別コード」、「内国消費税等修正申告後種別コード」欄に先頭1桁が「F」または「A」の内国消費税等種別コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①修正申告内で複数の消費税率、地方消費税率の入力がないこと。

②「輸入申告年月日」欄に入力された日付が内国消費税等種別D Bに登録されている有効期限内であること。ただし、「特例申告期限日」欄に入力がある場合はチェックを行わない。

(7) その他のチェック

- (A) 輸入申告番号は、あて先官署に対応する輸入申告番号であること。
 - (B) 「輸入申告番号」欄に同一の輸入申告番号が入力されていないこと。
 - (C) 1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
 - (D) 「輸入申告番号」欄に入力がある欄について、「特例申告期限日」欄に入力がある欄と入力がない欄が混在しないこと。
 - (E) マニュアルによる輸入申告番号は、以下の体系であること。



5. 处理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 增加稅額計算處理

(A) 輸入申告番号単位の増加税額の算出

受入科目毎に「修正申告後の税額の合計-修正申告前の税額の合計」を増加税額とする。

なお、税額の合計は、100円未満を切り捨てた額とする。

(B) 増加税額合計の算出

算出された輸入申告番号単位の増加税額を修正申告の受入科目毎に合計する。

(3) 延滯稅額計算処理

「口座番号」欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

(A) 輸入申告番号単位の延滞税額の算出

算出された輸入申告番号単位の増加税額に基づき、以下により延滞税額の算出を行う。

$$\text{延滞税額}^{\ast 1} = \frac{\text{増加税額}^{\ast 2} \times \text{日数}^{\ast 3} \times \text{税率} 1^{\ast 4}}{365}$$

(* 1) 延滞税額：受入科目が消費税及び地方消費税の場合は、両科目の延滞税額の合計

(*2) 増加税額：受入科目が消費税及び地方消費税の場合は、両科目の増加税額の合計

- (* 3) 日数 : 法定納期限の翌日から本業務の入力日（完納予定日）までの日数
 法廷納期限は、修正申告の場合は輸入許可年月日とし、特例修正申告の場合は特例申告期限日とする。
 なお、入力された輸入許可年月日日または特例申告期限日の翌日から 1 年以上経過後に本業務を入力した場合の日数については 1 年とする。
- (* 4) 税率 1 : 「法定納期限の翌日」から「具体的納期限の翌日から 2 ヶ月を経過する日の翌日」までに適用される税率

(B) 輸入申告番号単位の延滞税額の端数処理

輸入申告番号単位の延滞税額の算出において以下の端数処理を行う。

- ①増加税額が 10,000 円未満の場合は、延滞税額は 0 円とする。
- ②増加税額が 10,000 円以上であって 10,000 円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた後の増加税額により延滞税額を計算する。
- ③算出した延滞税額が 1,000 円未満の場合は、延滞税額は 0 円とする。
- ④算出した延滞税額が 1,000 円以上であって 100 円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てる。

(C) 延滞税額合計の算出

端数処理後の延滞税額を修正申告の受入科目毎に合計する。

(4) 修正申告番号の払出し処理

修正申告事項の登録の場合は、修正申告番号を払い出す。

ただし、修正申告事項の訂正の場合は、払出しは行わない。

(5) 修正申告 DB 処理

入力内容を修正申告 DB に登録・更新する。

(6) 注意喚起メッセージ出力処理

1 修正申告単位で地方消費税の増加税額が存在する場合で、消費税の増加税額が存在しない場合は、注意喚起メッセージを出力する。

(7) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
修正申告入力控情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 納付方法識別及び口座番号の入力方法について

「納付方法識別」欄及び「口座番号」欄へ入力可能な組み合わせは以下の通り。

納付方法 識別	口座番号	処理内容
M	入力あり	エラー
	入力なし	全科目についてマルチペイメントネットワーク（以下、MPNという。）による納付を行う
入力なし	入力あり	全科目について口座振替（NACCS専用口座）による納付を行う
	入力なし	全科目について直納による納付を行う
R	入力あり	全科目について口座振替（オンライン・リアルタイム口座）による納付を行う
	入力なし	エラー